

島根県ひとにやさしいまちづくり条例

対象施設の解説
施設整備基準Q&A集

〈建築物〉

島根県土木部建築住宅課
平成12年3月 制定
平成27年3月 改正

対象施設の解説

《建築物》

整備基準対象施設(建築物)の解説について

1 公共的施設、特定公共施設の定義

① 公共的施設とは、多数の者が利用する施設をいう。

- ・新築等（新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替）又は用途の変更を行う場合は、整備基準に適合させるよう努めるものとする。（努力義務）
- ・既存施設については、利用できるよう設備に努めるものとする。（努力義務）

② 特定公共的施設とは、公共的施設のうち高齢者、障害者等が安全かつ円満に利用できるようにするため準備を促進することが特に必要なもので、届出を要するものをいう。具体の事例は次のとおり。

ア) 高齢者、障害者等の利用に特に配慮を必要とする施設

病院、診療所、医院、社会福祉施設等

イ) 公共性がより高い施設

集会場等、図書館、美術館等

ウ) 日常的に多くの者が利用する施設

郵便局、金融機関の事務所、公共交通機関の施設等

2 建築物の定義

建築物とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、同法第 3 条第 1 項各号に規定する建築物及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 83 条の 3 第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内における同法第 2 条第 1 項第 5 号の伝統的建造物群を構成している建築物以外の建築物をいう。

建築物に該当するかどうかは、建築基準法及び文化財保護法の規定により判断する。条例の適用にあたっては、建築物及びその建築物の敷地を含むものとする。

参考

(建築基準法)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに付属する門若しくは扉、観察のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の路線敷地内の運転保安に関する施設並びに）跨線橋プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

3 公共的施設及び特定公共的施設

病院等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所	すべての施設

病院、診療所は、高齢者等が特に利用する施設であるので、特定公共的施設はすべてのものとしている。患者の収容施設を有しない診療所も対象となる。

参考

(医療系)

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。(以下省略)

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。

興行場等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
劇場、映画館、演芸場又は観覧場	用途面積（公共的施設の用途に供する部分（駐車場にあつては、駐車のに供する部分）の床面積（増築等の場合にあつては、別表第2に定める整備基準に係る増築等に係る部分の床面積）の合計をいう。以下同じ。）が500㎡以上の施設又は用途面積が500㎡未満の施設であつて複合施設に存するもの

劇 場……主に演劇、舞踏、音楽等を鑑賞するもの

映画館……主に映画を鑑賞するもの

演芸場……主に落語、漫才等の演芸を鑑賞するもの

観覧場……主にスポーツ等を観戦するもの（野球場、陸上競技場、サッカー場、競艇場等）

集会場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
集会場又は公会堂	すべての施設

集会場又は公会堂とは、多数の者が集会、娯楽、催し物等に利用する施設をいう。教会、神社、寺院等は、利用者が特定され、利用目的も限定されていることからこの項にいう集

会場として扱わない。ただし、集会場として使用することが明らかな場合は対象施設として扱う。

展示場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
展示場	用途面積が 1000 m ² 以上の施設又は用途面積が 1000 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

展示場とは、商品等の見本又は展覧の目的で展示又は陳列等のために利用する施設をいう。(見本市会場、画廊等)

モデル住宅は、住宅そのものが展示物となることからこの項にいう展示場として扱われない。

物品販売業を含む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	用途面積が 300 m ² 以上の施設又は用途面積が 300 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

物品販売を主用途とする店舗をいう。ガソリンスタンドも含まれる。

宿泊施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設	用途面積が 1000 m ² 以上の施設又は用途面積が 1000 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

参考

(旅館業法)

- 第2条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業及び下宿営業をいう。
- 2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿泊営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 3 この法律で、「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿泊営業及び下宿営業以外のものをいう。
- 4 この法律で「簡易宿泊営業」とは、宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
- 5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
- 6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して全各号の施設を利用することをいう。

社会福祉施設等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設	すべての施設
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設	
3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設	
4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は同条第3項第11号に規定する隣保館等	
5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規程する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	
6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設	
7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設	
8 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	
9 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター	

障害者支援施設とは、障がい者に対し、夜間から早朝にかけて「施設入所支援」を提供すると共に、昼間は「生活介護」などの「日中活動系サービス」を行う福祉施設である。

参考

(児童福祉法)

- 第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
- 第36条 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。
- 第37条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他援助を行うことを目的とする施設とする。
- 第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
- 第39条 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。
- 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。
- 第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。
- 第41条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。
- 第42条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。
- 一 福祉型障害児入所施設、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
 - 二 医療型障害時入所施設、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療
- 第43条 児童発達支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設とする。
- 一 福祉型児童発達支援センター：日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知的技能の付与または集団生活への適応のための訓練
 - 二 医療型児童発達支援センター：日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知的技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療
- 第43条の2 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
- 第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状態に応じて必要な指導を行い、その自

立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第 44 条の 2 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

第 5 条

11 この法律において「障害者支援施設」とは、「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス」を行う施設(のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。

(生活保護法)

第 38 条 保護施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 救護施設
- 二 更生施設
- 三 医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供施設

2 救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

(社会福祉法)

第 2 条 省略

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

六 公益屋又は授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で貸金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

六 隣保事業(隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)

(老人福祉法)

第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

○老人デイサービスセンター

65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応通所型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設。

○老人短期入所施設

65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保健法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められたもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設

○養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。

○特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費も若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設。

○軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設

○老人福祉センター

無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

○老人介護支援センター

地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的にを行うことを目的とする施設。

第29条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(以下「介護」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において

供与をすることを約する場合を含む)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、(以下省略)

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

第 38 条 都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設を設置することができる。

第 39 条 母子・父子福祉施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- 一 母子・父子福祉センター
- 二 母子・父子休養ホーム

2 母子・父子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

3 母子・父子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。

(介護保険法)

第 8 条 省略

27 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第 94 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、(以下省略)

(売春防止法)

第 36 条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(母子保健法)

第 22 条

2 母子健康センターは、母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの事業にあわせて助産を行うことを目的とする施設とする。

体育施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ場、スポーツの練習場その他これらに類する施設	用途面積が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満に施設であって複合施設に存するもの

その他これらに類する施設として、ゲートボール場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネスクラブ、エアロビクスクラブ等が含まれる。

特定の者のみ使用を限定している団体等の福利厚生施設である体育館は公共的施設に該当しないものとする。ただし、一般公共に開放する場合は、公共的施設に該当する。

遊技施設等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
カラオケボックス、ダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類する施設	用途面積が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

その他これらに類する施設として、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場等が含まれる。

図書館等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館その他これらに類する施設	すべての施設

その他これらに類する施設として、図書館法によらない図書館、博物館法によらない博物館、美術館、科学館、水族館、郷土資料館等が含まれる。また、学校等における図書館（室）は公共的施設に該当しない。

参考

(図書館法)

第 2 条 この法律において、「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

(博物館法)

第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和 25 年法律第 181 号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので第 2 章の規定による登録を受けたものをいう。

第 29 条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立法人が設置する施設にあっては文部大臣がその他の施設にあっては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部省令の定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものであるものについては、第 27 条第 2 項の規定を準用する。

公衆浴場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場	用途面積が 300 m ² 以上の施設又は用途面積が 300 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

参考

（公衆浴場法）

第 1 条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を利用して、公衆を入浴させる施設をいう。

飲食店

公 共 的 施 設	特定公共的施設
食堂、料理店、レストランその他の飲食店	用途面積が 300 m ² 以上の施設又は用途面積が 300 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

飲食を主用途とする店舗を対象としている。会員のみが利用する会員制の店舗（バー、クラブ等）も多数の者が会員になることが想定されるので公共的施設となる。社員食堂等は、利用が社員に限定されている場合には公共的施設に該当しない。

理容所及び美容所

公 共 的 施 設	特定公共的施設
理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所又は美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 2 条第 3 項に規定する美容所	用途面積が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

理容所（理容院）、美容所（美容院）は、日常生活における利用の必要度を考慮し、サービス業を営む店舗と区別している。

定する旅客施設	
3 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項に規定する 空港における航空旅客取扱施設	
4 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 6 項に規定するバスターミナル	

参考

（鉄道事業法）

第 8 条 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、停車場その他国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設（以下「鉄道施設」という。）について工事計画を定め、免許の際国土交通大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。（以下省略）

（港湾法）

第 2 条 （省略）

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第 1 号から第 11 号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第 12 号から第 14 号までに掲げる施設をいう。

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合い所及び宿泊所

（空港法）

第 2 条 この法律で「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第二条第一項の政令で定める飛行場を除く）をいう。

（自動車ターミナル法）

第 2 条 この法律で、「自動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を経営する者をいう。（以下省略）

2 この法律で、「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う者に限る）をいい、「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

3 （省略）

4 この法律で、「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降又は貨物の積卸しのため、自動車運送事業の事業用自動車を同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面」その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。

5 （省略）

6 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送業の用に供する自動車ターミナルをいい、「トラックターミナル」とは、一般貨物自動車運送事業のように供する自動車ターミナルをいう。

サービス業を含む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋の営業所、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 2 条第 4 項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理のみを行うものを除く。）、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 100 m ² 以上の施設又は用途面積が 100 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

その他これらに類するものとして、ビデオ・CD等のレンタルショップ、写真スタジオ、コインランドリー等が含まれる。

公衆便所

公 共 的 施 設	特定公共的施設
公衆便所	すべての施設

駐車場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により建設大臣が認める特殊の設置のみを用いるものを除く。以下「路外駐車場という。」）	用途面積が 500 m ² 以上の施設又は用途面積が 500 m ² 未満の施設であって複合施設に存するもの

駐車場法で規定する路外駐車場の定義：道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。

機械式駐車場は、常駐する係員が操作することから、適用除外とした。

官公庁の施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
国、地方公共団体又は第 9 条に規定する者が事務を処理するために使用する庁舎その他の施設	すべての施設

国の出先機関、地方公共団体の機関等で、受付、相談等一般県民の利用に供する施設をいう。※島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第 9 条（国等に準ずる者）

火葬場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場	すべての施設

参考

(墓地、埋葬等に関する法律)

第2条 (省略)

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

学校等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校、道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に規定する自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設	すべての施設

参考

(学校教育法)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものは除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上あること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受けるものが常時40人以上であること。

第134条 第1条に掲げるもの以外で、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法令に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

(道路交通法)

第98条 自動車教習所（免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。以下同じ。）を設置し、（以下省略）

(職業能力開発促進法)

第15条の6 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあっては、当該職業訓練のうち厚生労働省で定める要件を参酌して条例で定めるもの）については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

- 一 職業能力開発校（普通職業訓練校（次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程のものをを行うための施設をいう。以下同じ。）

- 二 職業能力開発短期大学校（高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
 - 三 職業能力開発大学校（高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
 - 四 職業能力開発センター（普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
 - 五 障害者職業能力開発校（前号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うためのも施設をいう。以下同じ。）
- 2 国及び都道府県が設置する前項各号に掲げる施設は、当該各号に規定する職業訓練を行うほか、事業主、労働者その他の関係者に対し、第15条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第7号までに掲げる援助を行うように努めなければならない。
- 3 国及び都道府県（次条第2項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。）が第1項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなし、当該職業訓練を受けさせることによって行うことができる。

共同住宅等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
戸数が30以上である共同住宅又は室数が30以上である寄宿舎の共用部分	すべての施設

- (共同住宅) 1戸の規模（床面積）は、規定しない。従ってワンルームタイプも1戸と数える。
- (寄宿舎) 学校、事務所、病院、工場等の事業所が設置する居住施設で、主として学生、職員、従業員等のうち専ら単身者を対象とするもので寝室を有し、食堂、浴室等共同施設が設けられたものをいう。

複合施設

2以上の公共的施設が存する施設（共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含むものに限る。）で当該2以上の公共的施設に係る用途面積が1000㎡以上のものをいう。

異なる2以上の公共的施設が併存し、かつ共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含む施設で用途面積が1000㎡以上のものを特定公共的施設としている。これは、それぞれの公共的施設の規模は小さいが、それらが集合して存在する場合は、施設全体の利用頻度、利用人員が増し、それぞれの施設のみならず互いに共用する出入口、廊下等の部分についても配慮が必要とされるためである。

従って、複合施設に含まれる公共的施設は、それぞれでは特定公共的施設に該当しない場合でも、複合施設（1件）として新築等の届出が必要となる。

なお、それぞれの施設が床又は壁等で区画され、互いに共用する出入口、廊下、階段等を有しない場合は、それぞれが別棟の施設とみなし、複合施設に該当しないものとする。

公共用歩廊

公 共 的 施 設	特定公共的施設
公共用歩廊	すべての施設

公共用歩廊とは、公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた渡り廊下の事であり、建築基準法第2条第1項に規定する建築物で、商業施設等に付属しないものをいう。

施設整備基準Q&A集

《建築物》

届出等の手続き

Q 1 届出が必要な特定公共的施設の規模要件の判断は、敷地単位か棟単位か。

A 1 建築物ごと（棟単位）で判断する。

Q 2 増築等における特定公共的施設の床面積の算定は、既設部分を含むのか。

A 2 増築等に係る部分のみを算定し、特定公共的施設となるかどうかを判断する。
たとえば、200 m²ある飲食店の客席（利用者の用に供する部分）を100 m²増築する場合は、既設部分との合計面積が300 m²以上となるが、増築に係る部分の面積は100 m²であるため届出は必要ない。

Q 3 複合施設で2つの公共的施設がそれぞれ特定公共的施設に該当する場合、それぞれに届出（2件）が必要か。

A 3 複合施設として届出（1件）すれば足りる。

Q 4 同一敷地内の建築物（特定公共的施設）に付属する駐車場（特定公共的施設）がある場合、届出はそれぞれ（2件）必要か。

A 4 建築物（特定公共的施設）に含めて届出（1件）する。

Q 5 届出に添付する図書は、建築確認がある場合、併用できるか。

A 5 届出と建築確認は別々の手続きとなるので、それぞれに図書を添付することになる。

Q 6 届出書に添付する図書はどの程度のものか。

A 6 付近見取図、配置図及び各階平面図を添付する。断面図とか詳細図等は求めていないので、床の高低差、スロープのこう配、視覚障害者用誘導床材の位置及び色彩、通路の幅、出入口の幅、戸の構造、手すりの位置等について、すべて配置図又は平面図に明示する。

Q 7 添付する図面の明示方法は。

- A 7
- ①多数の者が利用する「室」又は「部分」を明示する。
 - ②当該「室」又は「部分」に至る経路を明示する。複数の経路がある場合、整備基準の適用を受けて整備を要する経路について明示する。
 - ③当該経路上に存する出入口、受付等、案内板、廊下等、傾斜路、階段、エレベーター、便所、駐車場等の位置を明示する。
 - ④出入口、廊下等などの整備項目について求められている整備基準の状況を明示する。例えば、出入口の内り幅の寸法、戸の構造（自動、引戸等）、手す

りの位置、誘導用床材の敷設位置及び色彩、傾斜路の内り幅及びこう配、段差の有無（±0の表示）、エレベーターの仕様、廊下の内り幅、駐車スペースの寸法等。

Q 8 施設整備項目調書の「整備状況」欄の記入方法は。

A 8 整備基準が適用される項目について「適・否」を選択し、適用されない項目は傾斜を引く。

Q 9 既存施設でも適合証交付請求できるのか。

A 9 請求できる。ただし、既設部分も含めすべてが整備基準に適合していることが必要である。

Q 10 届出の時期はいつか。

A 10 工事着手の21日前まで。確認申請が必要な場合は確認申請と併せて提出。

Q 11 「簡易郵便局」は特定建築物に該当するか。

A 11 簡易郵便局法に規定する簡易郵便局は、ひとまち条例の特定建築物には該当しない。（簡易郵便局ではない郵便局は該当する）

Q 12 小規模多機能型居宅介護事業所について、届出は必要か。

A 12 本事業に関しては老人福祉法第5条の2第5項に定められるが、本条例において同条に関して対象としているのは、第3項、第4項に規定する事業を行う施設であり、小規模多機能型居宅事業所は該当しないため、届出は不要。

整備基準の対象設備及び対象部分

Q 1 「利用者の用に供する……」で「利用者」とは、誰のことか。

A 1 公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。従って、施設に従事する従業員や職員等は含まれない。

Q 2 整備基準が適用される部分はどこか。

A 2 出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の部分で利用者の用に供する部分に適用される。例えば、ショッピングセンターの従業員用の便所や休憩室には適用されない。また、共同住宅及び寄宿舎にあっては、共用の部分に適用される。

Q 3 「多数の者が利用する各室」とはどういう室か。

A 3 一般的に多くの者が利用する室が該当する。人数の定めはないが、一度に多くの者が集まる集会室等のほか、一人でも随時繰り返し利用される相談室等も該当する。
老人ホームの居室（舎室）、寄宿舎の舎室、共同住宅の住戸等は含まれない。

Q 4 庁舎の場合、多数の者が利用すると考えられる室はどこか。

A 4 受付窓口、相談室、職員以外の利用を想定している会議室や研修室等が該当する。

Q 5 銀行や郵便局の場合、多数の者が利用すると考えられる室はどこか。

A 5 受付窓口、相談室、待合室等が該当する。

Q 6 現金自動支払機（CD）又は現金自動預入支払機（ATM）等の機械のみが配置されているコーナーは、銀行の施設に該当するか。

A 6 公共的施設に該当する。（銀行の支店の出張所として認可されている。）

Q 7 共同住宅の戸数算定においてワンルーム形式の住宅でも1戸と算定するのか。

A 7 部屋の数や広さは問わず、独立した住宅単位で算定する。

Q 8 寄宿舎の「室数」の算定は。

A 8 寝室（住戸形式でいう出入口に相当する）数で算定する。

Q 9 仮設建築物は、整備基準の対象となるのか。

A 9 対象となる。

Q 10 動物病院やペットホテル等は、対象施設となるのか。

A 10 サービス業を営む店舗に該当する。

Q 11 自治会や団地の集会所は、集会場になるのか。

A 11 集会場に該当する。

Q 12 従業員又は職員の専用駐車場は、対象施設となるのか。

A 12 対象とならない。(一般公共の用に供されるものが対象)

Q 13 月極駐車場は、公共的施設になるのか。

A 13 月極駐車場は、個々の契約に基づいて特定の者に供されるものであり、一般公共の用に供されるとはいえない。(駐車場法の解釈)従って、公共的施設に該当しない。

Q 14 駐車場の用途面積の算定で「駐車のために供する部分」とは、どういうことか。

A 14 駐車スペースの面積(奥行き5m×幅2.5m程度)をいう。従って、車路等の面積は算入しない。

Q 15 カラオケボックスで飲食を提供する場合、遊技場又は飲食店のどちらになるのか。

A 15 食品衛生法に規定する飲食店営業を行う場合は飲食店にも該当する。

Q 16 整備基準は用途及び床面積の規定により適用されるが、複合施設の場合はどのように適用されるのか。また、床面積の算定はどうすればいいのか。

A 16 整備基準は複合施設を構成している公共的施設のそれぞれの用途及び規模により公共的施設毎に適用される。床面積の算定は、専用部分の床面積に共用部分の床面積(共用部分の床面積を専用部分の床面積でそれぞれ按分した床面積)を加えるものとする。

Q 17 個々に独立した外部への出入口を設けているもの(いわゆる長屋形式)は、複合施設となるのか。

A 17 複合施設とはならない。廊下、階段等の共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含む場合は、複合施設となる。

Q 18 増築等の場合、整備基準に適合させる範囲はどこまでか。

A 18 整備基準への適合は、新築等又は、用途の変更をしようとする場合に義務づけられるので、既存も含めて整備基準に適合させることが原則である。既存部分の改修が困難な場合等、やむを得ない事情がある場合でも増築等部分への廊下や出入口等のアクセスは整備基準に適合されるべきである。

Q 19 学校における整備対象部分はどうのように考えるのか。

A 19 事務室、職員室、校長室等の管理部門及び一般に解放する部分（講義室等）が対象となる。なお、学校の体育館や図書館等は公共的施設である体育館、図書館等には含まれない。

Q 20 1：適合証の交付は敷地単位か棟単位か。
2：用除外を受けている場合は交付できるのか。（敷地内に通路7の項の3）

A 20 1：棟単位で交付するが当該施設に至る敷地内の通路や駐車場等が整備基準に適合していること。ただし、利用上不可分の別棟の建築物で一方の棟が適合していない場合、他方の棟が整備基準に適合していても適合証は交付されない。
2：整備基準に照らし、除外される項目以外が適合していると認められれば交付することになる。

Q 21 一般の道路を挟んだ反対側の敷地に、届出物件の駐車場があった場合は、この駐車場は整備基準に適合させる必要があるか。

A 21 条例に基づく届出の審査は確認申請と並行して行うことから、敷地単位で対象項目を判断する。そのため、道路で分断され完全に別の敷地となっている場合は、適用範囲とみなさない。しかし、赤道や水路等で区切られ、一つの敷地として一体的に利用するのであれば、適用範囲とみなす。

Q 22 条例第16条で既存の公共的施設は整備に努めることとされているが、整備基準が適用されるということか。

A 22 整備基準をそのまま適用すると整備困難が想定されるので、利用状況や現状に照らし、整備基準又はその他の方法により整備することを求めている。

整備基準

◇廊下・階段・傾斜路

Q 1 誘導用床材又は注意喚起用床材は黄色としなければならないか。

A 1 周囲の床材の色と明度の差の大きいものとするにより職別しやすいものとする。整備基準では特に色を指定していない。

Q 2 手すりを設けた場合、廊下及び階段の有効幅はどうなるのか。

A 2 手すりの内のりが有効幅となる。

Q 3 階段に設ける手すりは、手すり壁（腰壁）でもよいか。

A 3 手すりは、安全確保及び誘導のために設けるものであり、握りやすいものでなければならない。従って、手すり壁（腰壁）のみでは、整備基準に適合しない。

Q 4 高低差を解消するため傾斜路を設けるが、非常に緩やかなこう配でも傾斜路の整備基準を適用されるのか。

A 4 こう配が1/25を超えない場合、傾斜として扱わないものとする。

Q 5 傾斜路や階段等に設ける注意喚起用床材の敷設幅はいくらか。

A 5 誘導用床材等で誘導している場合は、3枚（30 cm角）以上とし、注意喚起用床材のみの場合は原則として傾斜路又は階段の幅とするが、情報提供上支障のない範囲で両端にあきをとることができる。

Q 6 床の表面の仕上げで規定されている「滑りにくい材料」とは何か。

A 6 水に濡れても滑りにくい材料をいう。水がかり部（玄関、玄関ホール、便所、浴室やシャワー室の脱衣室、湯沸かし室や便所の前の廊下等）は、特に配慮が必要である。材料の選定にあたっては、下足・上足使用の別、塗装・無塗装、施釉・無釉、滑り抵抗値等（滑り抵抗値が大きくなるとつまづく。）十分な検討が必要である。

Q 7 主たる階段の構造で回り段が禁止されているが、どの程度までの構造であれば許容されるのか。

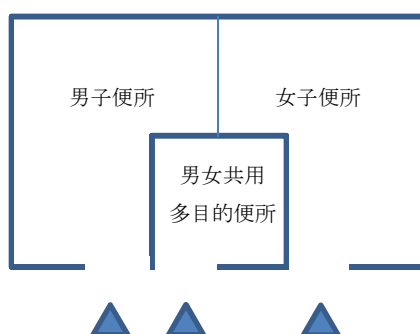
A 7 最小踏幅の寸法が規定寸法（建築基準法、医療法等で適用を受ける寸法）以上確保されており、両側に手すりを設けている場合とする。

◇便所

Q 8 便所で男子用及び女子用の区分がある場合、男女別にそれぞれ設けることとなるが、区分がない場合とはどのような場合か。

A 8 便所は、男女別に設けられていることが一般的であることから、車いす使用者用便房や腰掛け便器等はそれぞれ設けることを求めている。区分がない場合とは、飲食店や美容院などで利用上特に男女の区分をしない場合をいう。なお、男女の別がある場合でも、設置例のとおり男女共用の「多目的トイレ」を1以上設ければ、整備基準に適合していると言える。

設置例



それぞれ独立して利用可能

Q 9 山の頂上や自然歩道沿いに設ける公衆便所にも車いす使用者用便房を設けなければならないか。

A 9 位置により車いす使用が物理的に不可能な場合もあるので、周辺の状況により必要性の有無を判断する。

Q 10 コンビニエンスストア等で店の外からも利用できる便所を設けた場合、公衆便所の適用を受けるのか。

A 10 一般的に店を利用する者に配慮したものと解釈することから、店舗に付属する便所として取り扱う。なお、道の駅等に設ける便所は、店舗利用だけではなく休憩や便所だけの利用が想定されるので、他の施設を経由しないで利用できる構造の便所など実情に応じ、公衆便所として取り扱う。

Q 11 ベビーチェア、ベビーシート、汚物洗浄装置、車いす使用者用便房など1箇所に設けなければならないか。

A 11 施設の利用計画により配置することになるが、誰もが利用しやすく、また効率的にも1箇所にまとめ多目的トイレとすることが望ましい。

Q 12 洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房とはどのようなものか。

A 12 内部障害者等が使用する器具（パウチ等）を洗浄する設備を備えた便房をいう。パウチ等に溜めた汚物を流してパウチ等を洗浄できるように、汚物流しと給水栓を設ける。これらの設備は、利用上の配慮から便房内に設け、喚起にも配慮する。整備例として、各メーカーの機器の他に洋式便器を汚物流しとし、利用しやすい位置に給水栓を設ける方法もある。

◇駐車場

Q 15 車いす使用者が雨に濡れないようにするために車いす使用者用駐車部分を屋内に設けたいが、屋外の駐車場より出入口までの距離が長くなる。この場合、屋外に車いす使用者用駐車部分を設けなければならないか。

A 15 車いす使用者の雨や雪の対策は重要であるので、距離だけにこだわらず利用状況や経路等を勘案して判断する。

Q 16 現在駐車場はないが、車椅子使用者用駐車スペースを新たに確保しなければならないか。

A 16 駐車場に関する整備基準は、駐車場がある場合にのみ適用されるものなので、駐車場の設置が求められない施設の場合は、新たに車椅子使用者用駐車スペースを設ける必要はない。

◇敷地内通路

Q 17 ガソリンスタンドやドライブスルーなどで車内から購入することができる施設の場合、誘導用床材、注意喚起用床材はどこまで敷設するのか。

A 17 車に乗車したままでサービスを受けることを測定している部分には、敷設する必要はない。

Q 18 郊外の施設で付近に路線バスの停留所がなく、歩道もない前面道路に敷地が接する場合でも、道路から玄関までの敷地内通路に誘導用床材を敷設しなければならないか。

A 18 建物出入口付近でバス又はタクシーなどの車の乗降が想定される場合（車寄せ）から建物出入口までの間に敷設すればよい。なお、郊外以外にあっては、全面道路に歩道がない場合でも周辺の状況により敷設する必要がある。

◇移動等円滑化経路

Q 19 出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段（2 cm以下ですりつけを行った段以外の段）と廊下等に規定されている高低差の解消の関係は。

A 19 出入口においては、戸の収まりや雨仕舞いなどでやむを得なく段差を生ずることがある。通過する際にも出入口を境に動作の変化を事前に把握できることから、2 cm以下ですりつけを行った段は支障ないとしている。廊下等における段差は2 cm以下でも一連の動作に支障（通常段差があると想定していない。）があることから、わずかな段差でも傾斜路等の配慮をしなければならない。いずれにしても段差を設けない計画とすることが原則である。

Q 20 集会場や飲食店等で和室を設ける場合、踏込みの上がり框の段差を解消しなければならないか。

A 20 車いす使用者も車いすから降りて利用していると想定されることから、和室の上がり框に段差を設けることは支障ないものと判断する。この場合、車いす使用者が移乗しやすいよう、また高齢者等が昇降しやすいよう高さ、式台、手すりなど配慮が必要である。
なお、前室や踏込みの出入口は整備基準の適用を受ける。

◇案内設備・案内設備までの経路

Q 21 案内板の整備基準で「文字は読みやすいものとする」となっているが、具体的に大きさとか色彩はあるのか。

A 21 指定はないが案内板の位置や照明灯の状況により、実際に識別できる色彩や大きさとなるようにする。

Q 22 案内設備までの点状ブロックの設置について、ベビーカーを利用する顧客の多い子どもの衣料店等においては点状ブロックが通行時に支障となる場合も考えられるが、その場合も点状ブロックを設けなければならないか。

A 22 店舗の種類等に関係なく、点状ブロックは設けなければならない。